



業種別ガイドラインチェックシート － 理容業 －

《令和2年12月28日改訂》

チェックシートの使い方

本チェックシートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に、業界組合ごとに策定された「業種別ガイドライン」の取り組み状況を把握し、改善するためのものです。

各チェック項目について「実践している」、「実践していない」、「該当しない」にそれぞれ「✓」を入れ、実践していない項目について取り組みを改善しましょう。

※チェック項目があなたのお店で該当しない場合は「該当しない」に「✓」を記入してください。

1. 開設者及び管理理容師が講ずべき具体的な対策

(1) 施設内の各所における対応策

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 人との接触を避け、対人距離を顧客への施術に影響がない範囲で、1 m 以上確保するように努めている			
2) 人と人が対面する受付等の場所は、対人距離を確保するかアクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽するよう工夫している			
3) 電子マネー等非接触決済の導入や、支払い時にコイントレーを使用するなど、接触機会を減らすように努めている			
4) 感染防止のための来店者数の調整（事前予約など）をしている			
5) 密にならないように理容椅子の間隔に配慮している			
6) 発熱又はその他の感冒様症状を呈している者等の来店制限をしている			
7) 入口や施設内のアルコール擦式手指消毒薬の設置又は石鹸と流水による手洗いを励行している			
8) マスク等の着用を励行している（従業員及び顧客）			
9) 施設内の換気について、厚生労働省作成「[換気の悪い密閉空間]を改善するための換気の方法」を参考に以下の項目について取り組んでいる。 ① 機械換気がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行うこと。また、必要に応じて換気設備のフィルターの清掃等を行うこと ② 機械換気が無い場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保すること。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けること ③ 換気状況については、例えば、CO2センサーの使用等により、把握に努めること ④ 窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとするとき窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せてHEPAフィルター付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること			
10) 施設内及びタオル、皮膚に接する器具を消毒している（皮膚に接する布片は、顧客一人ごとに取り替え、皮膚に接する器具は顧客一人ごとに消毒している）			

項 目	実践している	実践していない	該当しない
11) 共用物品は最小限としている			
12) 複数の従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触部位は随時清拭消毒を行っている			
13) 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)、もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すため、QR コードを店内に掲示している			

(2) 症状のある方の来店制限等

項 目	実践している	実践していない	該当しない
14) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある人、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航や当該在住者との濃厚接触がある人は来店をご遠慮いただくように呼びかけている			
15) 来店時に発熱者を体温計などで特定し来店をご遠慮いただくようにしている			
16) 予約時に事前の検温をお願いするか、来店時での検温を行い、発熱の有無を確認している			
17) 密にならないよう施術の予約時間を調整している			
18) 顧客への施術に影響がない範囲で顧客にもなるべくマスクを着用していただくようにしている (カット施術時には耳掛け紐のないマスクを使用するなど工夫している)			
19) マスクを持参していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売している			
20) 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、顧客の名簿を 3 週間以上適正に管理している			

(3) 施術中

項 目	実践している	実践していない	該当しない
21) 理容椅子の間隔を広く設置する、顧客を案内する際に密にならないようにする等、顧客への施術に影響がない範囲で、1 m 以上の十分な距離を確保するように努めている			
22) 従業員は作業衣を清潔に保つとともに常にマスクを着用し、必要に応じて手袋を使用している			
23) 顔そり等の顔面作業時には必ずマスクを着用することとし、必要最小限の会話とすることに努めている			
24) 従業員は必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができるフェイスガード、ゴーグル等を着用している			

(4) トイレ

項 目	実践している	実践していない	該当しない
25) 便器内は、通常の清掃をしている			
26) ドアノブや便座、手洗いの蛇口など不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行っている			
27) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している			
28) 使用後は確実に石鹸と流水による手洗いをするよう表示している			
29) ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している			
30) ハンドドライヤー (手を乾かす設備) は止め、タオルの共有は禁止している			

(5) 従業員の休憩室及び顧客の待合室

項 目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
31) 予約の調整を行うことにより、なるべく顧客が待合室を使用しないようにしている			
32) 対人距離を1 m 以上確保するように努めている			
33) 一度に休憩する従業員数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにしている			
34) 休憩室及び待合室を使用する際は、常時換気するよう努めている			
35) 共有する物品（テーブル、椅子、水道の蛇口等）は、定期的に清拭消毒している			
36) 従業員が休憩室を使用する際は、入退室の前後に手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをしている			

(6) ゴミの廃棄

項 目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
37) 鼻水、唾液などが付いた可能性のあるゴミは、ビニール袋に密閉して縛り回収している			
38) ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用している			
39) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手指消毒又は石鹸と流水による手洗いをしている			

(7) 清掃・消毒

項 目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
40) 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃し、通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、次亜塩素酸ナトリウム等を用いて始業前、終業後に清拭消毒している			
41) 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃をしている			
42) 高頻度接触部位を随時清拭消毒している			
43) タオル、皮膚に接する器具及びシェービングカップ等の間接的に皮膚に接する器具の消毒は、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」（昭和56年6月1日環指第95号厚生省環境衛生局長通知）の規定に基づいて行っている			
44) 複数の顧客が共有する雑誌類の提供は行わないこととし、タブレット等で雑誌を閲覧していただく場合には、顧客毎に消毒を行っている			

(8) その他

項 目	実践して いる	実践して いない	該当 しない
45) ガイドラインに記載がないことは、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」等の規定に基づいて衛生管理を行っている			
46) 予約時又は来店時に体調や体温に関する問診を行い、状況によっては来店又は入店をご遠慮いただくなどしている			
47) 特に、高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、より慎重で徹底した対応をしている			
48) 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について、あらかじめ検討している			

2. 従業員の感染予防のための管理

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1) 従業員は常に爪を短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後や会計後等のこまめな手指消毒又は石鹸と流水による手洗いの徹底を図っている			
2) マスク着用等の咳エチケットの周知徹底を図っている			
3) 必要に応じ、手袋、フェイスガード、ゴーグル等を着用している			
4) 時差出勤、自転車通勤の活用を図っている			
5) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯している			
6) 出勤前に体温を確認することを従業員に求め、風邪症状や発熱がある場合や、過去14日以内に政府から入国制限されている又は入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、開設者及び管理理容師等に報告し、出勤しないことを求めている			
7) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに開設者及び管理理容師等に報告することを周知し、報告を受けた開設者及び管理理容師等は、必要に応じて、保健所に相談し指示に従うようにしている			
8) これらの報告を受ける担当者（開設者及び管理理容師等）及び情報を取り扱う範囲を定め、従業員に周知徹底を図っている			
9) 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「受診・相談センター」の連絡先を従業員に周知徹底を図っている			
10) 従業員に対し、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」を周知している			

集計：それぞれの項目ごとにチェックの数を集計して記入してください

項 目	実践している	実践していない	該当しない
1. 開設者及び管理理容師が講ずるべき具体的な対策			
2. 従業員の感染予防のための管理			
合 計	①	②	③

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況

1. あなたのお店でやるべき対策の項目数

58項目 - ③の数 (該当しないの数) = A

2. あなたのお店の達成状況

①の数 ÷ Aの数 × 100 =

%

あなたのお店の新型コロナウイルス感染症対策 実践状況は

%です